

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2002-516935(P2002-516935A)

【公表日】平成14年6月11日(2002.6.11)

【出願番号】特願2000-551086(P2000-551086)

【国際特許分類】

E 03 C 1/04 (2006.01)

【F I】

E 03 C 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月31日(2005.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】供給ポートを有する固定本体、調整可能な送出吐水口及び固定本体に取り付けられたシングル操作レバーのある混合弁カートリッジを備えた水栓であって、

送出吐水口に関連して取り付けられかつ弁の固定本体に関して調整可能な弁の構成部品を備え、

前記混合弁カートリッジは空洞部の上方開口を通して前記構成部品内の空洞部内に設置され、前記上方開口はこれと交差する前記回転軸線を有し、前記カートリッジは前記構成部品と共に回転するように前記構成部品の前記空洞部内に固定され、更に、

前記シングル制御レバーは前記カートリッジと共に回転するために前記カートリッジに操作可能に取り付けられたそのベースを有することを特徴とする水栓。

【請求項2】前記構成部品が前記吐水口と一体に形成されることを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項3】前記混合用カートリッジが前記混合用カートリッジと前記構成部品との間の周囲方向の間隙と直接連絡する横方向送出開口を有し、前記間隙が送出吐水口の内部通路と直接連絡することを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項4】混合弁カートリッジを取り付ける前記構成部品が、一方では2流路型流体用回転連結部により水栓の固定本体に取付けられる

ことを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項5】前記流体用回転連結部が供給ポートの一方と連絡して中央通路を有し、更に少なくも部分的にリング状にされた周囲室が他方の供給ポートと連通することを更に特徴とする請求項4に定められた水栓。

【請求項6】前記混合用カートリッジがその中心軸線と調整可能な吐水口の回転軸線とが一致するように前記構成部品内に設置されることを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項7】前記混合用カートリッジがその長手方向軸線を調整可能な吐水口の回転軸線に関して傾けて前記構成部品内に設置されることを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項8】混合弁の長手方向軸線が、下向きかつ吐水口の前方端部に向かって伸

びるよう傾けられかつ前記吐水口の中央垂直面内にあることを更に特徴とする請求項7に定められた水栓。

【請求項9】 操作レバーが一般に細長くかつ混合弁カートリッジに機能的に連結され、そして混合水の流量を調節するための閉鎖位置から全流量位置への第1の方向及び温水と冷水との間の混合比を調節するための第1の方向に直交する第2の方向において動き得ることを更に特徴とする請求項1に定められた水栓。

【請求項10】 前記操作レバーが前方に伸びそして前記操作レバーが閉鎖位置にあるときに前記吐水口の中央垂直面に揃えられる

ことを更に特徴とする請求項9に定められた水栓。

【請求項11】 供給ポートに連結可能な固定された本体、調整可能な送出吐水口、シングル操作用制御レバーにより操作される操作可能な混合弁を備えた水栓であって、

吐水口に関連して取り付けられかつ固定本体上で回転軸のまわりに回転可能かつ調整可能な弁の構成部品、前記構成部品の空洞部の上方開口を通して設置された操作可能な混合弁を備え、

前記上方開口はこれと交差する前記回転軸線を有し、前記操作可能な混合弁は構成部品及び吐水口と共に固定本体に関して回転するように前記空洞部内に設置され、

前記シングル操作レバーは前記構成部品と共に前記回転軸線のまわりに回転するための前記回転軸線の近くで前記混合弁に操作可能に取り付けられたベースを有することを特徴とする水栓。

【請求項12】 前記操作レバーが使用区域を形成するように可動であり、かつ使用区域の中心面が前記吐水口の中心垂直面に揃えられる

ことを更に特徴とする請求項11に定められた水栓。

【請求項13】 前記レバーが前方に伸びそして前記レバーが閉鎖位置にあるときに前記吐水口の中央垂直面に揃えられる

ことを更に特徴とする請求項11に定められた水栓。

【請求項14】 前記操作レバーが使用区域を形成するように可動であり、かつ使用区域の中心面が前記吐水口の中心垂直面に揃えられる

ことを更に特徴とする請求項13に定められた水栓。